

公 示

名古屋大学（医病他）基幹整備（特高受変電設備等）工事に係る
特定建設工事共同企業体としての一般競争参加者の資格の申請について

名古屋大学（医病他）基幹整備（特高受変電設備等）工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札は、単体有資格者（以下「単体」という。）又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）により一般競争を行います。

ついては、次のとおり名古屋大学（医病他）基幹整備（特高受変電設備等）工事に係る共同企業体の一般競争参加資格の申請を受け付けます。

令和 8 年 8 月 26 日

国立大学法人東海国立大学機構
機構長 松 尾 清 一

記

1 工事概要等

- (1) 工事名 名古屋大学（医病他）基幹整備（特高受変電設備等）工事
- (2) 工事場所 愛知県名古屋市昭和区鶴舞町 65 名古屋大学鶴舞団地構内
- (3) 工事概要 名古屋大学鶴舞団地における特高受変電設備及び配電設備、附随する中央監視制御設備（電気）等の更新に伴う電気設備工事である。
- (4) 工 期 令和 11 年 3 月 30 日まで。
- (5) 使用する主要な資機材 特別高压受変電設備一式（特別高压変圧器 3 台、特別高压引込盤 3 面他）、電力貯蔵設備一式（直流電源装置 1 台）、電灯設備一式、動力設備一式、受変電設備一式、中央監視制御設備一式、構内配電線路一式、構内通信線路一式、特別高压・高压・低压・制御ケーブル一式

2 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の受付期間、受付場所及び受付方法

- (1) 申請書の受付期間及び場所
 - ① 受付期間：令和 8 年 8 月 26 日（水） か ら 令和 8 年 9 月 24 日（木）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで（ただし、最終日の令和 8 年 9 月 24 日（木）は、15 時 00 分まで。）。
 - ② 受付場所：〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町
国立大学法人東海国立大学機構 施設統括部施設企画課施設契約係
電話 052-789-5667・2118
 - ③ 受付方法：持参又は郵送（上記期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

3 共同企業体の構成員の数及び資格要件

次に掲げる条件を全て満たしている者により構成される共同企業体であること。

- (1) 国立大学法人東海国立大学機構契約事務取扱細則第 3 条及び第 4 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人の場合は、契約締結のために必要な同意を得ていること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをした者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをした者に

あつては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

- (3) 文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成 13 年 1 月 6 日文部科学大臣決定）第 1 章第 4 条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記 2 の点数）が、共同企業体の構成員の代表者は 1,100 点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあつては、820 点）以上であること。
- (4) 平成 23 年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 % 以上の場合のものに限る。）
 - ① 単体又は共同企業体の代表者
特別高圧変圧器を含む特別高圧受変電設備の新設又は更新工事
 - ② 共同企業体の代表者以外の構成員
高圧受変電設備の新設又は更新工事
- (5) 共同企業体の構成員は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が 5 年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が 5 年未満でも、同等として取り扱うことができるものとする。
- (6) 共同企業体の構成員数は、2 社又は 3 社とする。
- (7) 共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
- (8) 共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の 10 分の 6 を下回らない範囲とすること。
- (9) 共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとする。
- (10) 共同企業体の構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 1 級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、これと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
 - ② 平成 23 年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記 3（4）に掲げる同種工事の施工の経験を有する者であること。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (11) 当該機構長から「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」（令和 2 年 4 月 1 日施行）に基づく取引停止措置を受けている期間中でないこと。
- (12) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。設計共同体については各構成員又は当該構成員。以下同じ。）と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 資格の有効期間

資格の認定があつた日から本工事の完成・引渡しが完了する日までの間とする。ただし、落札者以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

5 提出書類

共同企業体の構成員は、次のとおり申請書及び添付書類を上記２（１）②へ提出しなければならない。なお、申請書及び添付資料の作成にあたっては、別添「一般競争参加資格作成上の留意事項」を参照すること。

- （１） 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）
- （２） 営業所一覧表
- （３） 経営事項審査結果通知書の写し
- （４） 納税証明書（法人の場合にあつては国税通則法施行規則別紙第九号書式その三又はその三の三、個人の場合にあつては国税通則法施行規則別紙第九号書式その三又はその三の二の未納の税額がないことの証明）の写し（発行日が申請日の３か月以内のものに限る。）
- （５） 委任状
- （６） 誓約書
- （７） 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- （８） 特定建設工事共同企業体の事務担当者等連絡表

6 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体の取扱い

上記３（３）の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体も上記２により申請することができるが、共同企業体としての資格が認定されるためには、認定を受けていない構成員が上記３（３）の認定を受けることが必要である。

この場合において、上記３（３）の認定を受けていない構成員が、本工事に係る開札のときまでに上記３（３）の認定を受けていないときは、共同企業体としての資格がないと認定する。

7 その他

- （１） 共同企業体の名称は、「△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。
- （２） 同一の者が二以上の共同企業体の構成員となって申請することはできない。
- （３） 本工事に共同企業体として競争参加資格確認申請書を提出した場合、その構成員は、単体として申請書を提出することはできない。（事業協同組合についても同様とする。）

一般競争参加資格作成上の留意事項

共同企業体の一般競争参加資格申請書及び添付資料作成にあたり、下記を留意の上、各 1 部提出すること。

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式 1－1、1－2）
…… 1 部
 - ① 共同企業体の代表者が作成すること。
 - ② 許可番号、住所等は、共同企業体の代表者のものを記載すること。
 - ③ 商号又は名称は、△△・□□特定建設工事共同企業体と記載すること。
 - ④ 担当者電話番号は、実際に連絡に使用する支店等のものを記載すること。
 - ⑤ 営業年数は共同企業体の構成員のうち最も営業年数の少ない年数を記載すること。
 - ⑥ 希望工事区分は公告した業種（建築一式）の番号の欄に○を記入すること。
- (2) 営業所一覧表（様式 2）
…… 1 部
 - ① 共同企業体の代表者が作成すること。
 - ② 今回の工事に対する共同企業体として関係している営業所のみを記載すること。
- (3) 経営事項審査結果通知書の写し
…各 1 部
 - ① 共同企業体構成員それぞれにおいて申請日における最新のものであること。
 - ② 複写機等により A 4 版に縮小した鮮明なものであること。
- (4) 納税証明書の写し
…各 1 部
 - ① 共同企業体構成員それぞれにおいて発行日が申請日の 3 か月以内のものであること。
 - ② 法人の場合にあっては国税通則法施行規則別紙第九号書式その三又はその三の三、個人の場合にあっては国税通則法施行規則別紙第九号書式その三又はその三の二の未納の税額がないことの証明を提出すること。
- (5) 委任状（様式 3）
…… 1 部
 - ① 代表者に資格審査に係る事務処理及び入札等に関する委任である。
- (6) 誓約書（様式 4）
…… 1 部
 - ① 技術者を工事現場に専任で配置することを誓約する内容である。
 - ② 共同企業体全構成員連名によるものとする。
- (7) 特定建設工事共同企業体協定書の写し（様式 5）
…… 1 部
 - ① 共同企業体全構成員連名によるものとする。
- (8) 特定建設工事共同企業体の事務担当者等連絡表
…… 1 部
- (9) 一般競争入札競争参加資格確認申請書受付表
…… 1 部

様式1-1

01	1：新規 2：更新	※ 02 受付番号		※ 03 業 者 コ ー ド		※ 申請者	06 適格組	平成・令和	年	月	日
				04 建設業許可番号	-	05 の規模	合証明	第			号

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

国立大学法人東海国立大学機構で行われる「名古屋大学(医病他)基幹整備(特高受変電設備等)工事」に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日
国立大学法人東海国立大学機構 機構長 殿

07	本社(店)郵便番号		—		08	法人番号		
	フリガナ							
09	本社(店)住所							
	フリガナ							
10	商号又は名称							
11	役職							
	フリガナ					フリガナ		
	代表者氏名					12	担当者氏名	
13	本社(店)電話番号					14	担当者電話番号	
							(内線番号	)
15	本社(店)FAX番号					16	電子入札用ICカードの登録番号	
17	メールアドレス							
(18 代理申請時使用欄)								
18	申請代理人	申請代理人郵便番号 〒	—		申請代理人電話番号	-	-	
		申請代理人住 所						
		申請代理人氏 名						
19	外資状況	1 外国籍会社 [国名 :]	2 日本国籍会社 [国名 :] (外資比率 : 100%)	3 日本国籍会社 [国名 :] [国名 :] (外資比率 : %) (外資比率 : %)	20	営業年数		年
					21	総職員数 (人)		

22	設立年月日(和暦)	明治 大正 昭和 平成 令和		年		月		日	23	みなし大企業	☐ 下記のいずれかに該当する ☐ 該当しない
											- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業 - 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業 - 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。
「16電子入札用ICカードの登録番号」欄には、当省(庁等)の電子入札システムでの企業ID(複数ある場合には代表的なものを1つ)を記入すること。

様式1-2

※ 受付番号

※ 業者コード

24		① 競 争 参 加 資 格 分 希 望 工 種 区 分	② 年 間 平 均 完 成 工 事 高 (千円)	③ 申 請 を 希 望 す る 部 局															合 計
				01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	
完 成	01	土木一式	/																
	02	建築一式																	
	03	大工																	
	04	左官																	
	05	とび・土工・コンクリート																	
	06	石																	
	07	屋根																	
	08	電気																	
	09	管																	
	10	タイル・れんが・ブロック																	
工 事	11	鋼構造物																	
	12	鉄筋																	
	13	舗装																	
	14	しゅんせつ																	
	15	板金																	
	16	ガラス																	
	17	塗装																	
	18	防水																	
	19	内装仕上																	
	20	機械器具設置																	
高	21	熱絶縁																	
	22	電気通信																	
	23	造園																	
	24	さく井																	
	25	建具																	
	26	水道施設																	
	27	消防施設																	
	28	清掃施設																	
	29	解体																	
	そ の 他																		
合 計																			

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

様式2

※ 受付番号	
--------	--

※ 業者コード	
---------	--

營	業	所	一	覽	表
---	---	---	---	---	---

[illegible]

記載要領

- 1 本表は、申請日時点において作成すること。
- 2 「営業所名称」欄には、経営事項審査を受けた建設業の許可を有する全ての本店又は支店等営業所の名称を記載すること。
- 3 「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。
- 4 「電話番号」欄及び「FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載すること。この場合においては、市外局番、市内局番及び番号を、「－（ハイフン）」で区切り記載すること。
- 5 「建設業許可業種（上段）」の欄には、「営業所名称」欄に記入した営業所に対応する経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に○印を付すること。
- 6 「営業区域（下段）」の欄には、その営業所が営業する区域について、該当するコードを記載すること。

様式3

委 任 状

私は、△△・□□特定建設工事共同企業体の代表者 △△建設株式会社 代表取締役 ○○
○○に下記の権限を委任します。

記

工事名 名古屋大学（医病他）基幹整備（特高受変電設備等）工事

- 1 特定建設工事共同企業体の一般競争（指名競争）参加資格審査申請の手続きに関する件
- 2 当特定建設工事共同企業体に対する一切の文書受領に関する件
- 3 入札及び見積に関する一切の件

令和○年○月○日

国立大学法人東海国立大学機構 機構長 殿

委任者 住 所 ○○都道府県○○区市郡○○町村○○番地
名 称 △△建設株式会社
代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○ 印

受任者 住 所 ○○都道府県○○区市郡○○町村○○番地
名 称 □□建設株式会社
代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○ 印

様式4

誓 約 書

工事名 名古屋大学（医病他）基幹整備（特高受変電設備等）工事

私共は、△△・□□特定建設工事共同企業体に係る上記の建設工事の監理技術者又は国家資格を有する者で主任技術者をそれぞれ工事現場毎に専任で配置することができることを誓約します。

令和〇年〇月〇日

国立大学法人東海国立大学機構 機構長 殿

住 所 〇〇都道府県〇〇区市郡〇〇町村〇〇番地
名 称 △△建設株式会社
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

住 所 〇〇都道府県〇〇区市郡〇〇町村〇〇番地
名 称 □□建設株式会社
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

特定建設工事共同企業体の事務担当者等連絡表

工 事 名 : 名古屋大学（医病他）基幹整備（特高受変電設備等）工事

共同企業体名： △△・□□特定建設工事共同企業体

代 表 者 (担当者)	会 社 名	
	本・支店名等	
	住 所	
	連 絡 先	電 話
		E-mail
構 成 員 (担当者)	会 社 名	
	本・支店名等	
	住 所	
	連 絡 先	電 話
		E-mail

様式 5

特定建設工事共同企業体協定書

(設置)

第 1 条 △△建設株式会社・□□建設株式会社は共同出資し、次の建設事業を共同連帯して営むため共同企業体を設置する。

一 国立大学法人東海国立大学機構の発注に係る名古屋大学（医病他）基幹整備（特高受変電設備等）工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

二 前号に附帯する事業

(名称)

第 2 条 本共同企業体は、△△・□□特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 企業体は、事務所を〇〇都道府県〇〇区市群〇〇町村〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 企業体は、令和〇年〇月〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 3 か月を経過する日までの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、企業体は、前項の規定に関わらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇都道府県〇〇区市郡〇〇町村〇〇番地

△△建設株式会社

〇〇都道府県〇〇区市郡〇〇町村〇〇番地

□□建設株式会社

(代表者の名称)

第 6 条 企業体は、△△建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第 8 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

△△建設株式会社 〇〇%

□□建設株式会社 〇〇%

2 前項の出資には金銭以外のもの（機械器具、労働力、その他金銭に換算し得るもの）を含むとし当該出資は、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して定める額とする。

(運営委員会)

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

2 運営委員会規定は、別に定めるものとする。

3 運営委員会規定は、第1項のほか次の事項について定めるものとする。

一 構成員及び運営方法に関すること。

二 議事録の作成及び配布に関すること。

三 事務局に関すること。

四 工事完成後のかし担保責任の分担に関すること。

五 現場代理人、監理技術者又は主任技術者の選定に関すること。

六 紛争処理に関すること。

七 その他必要事項。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の入札、請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 企業体は、工事しゅん功のつど当該工事について合同計算により決算するものとする。

2 企業体に関する経理については、帳簿をそなえるものとする。

(利益金の配当)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ本企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 工事途中において構成員のうち前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあるとき、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を

生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定より構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

△△建設株式会社外○社は上記のとおり△△・□□特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和○年○月○日

○○都道府県○○区市郡○○町村○○番地

△△建設株式会社

代表取締役 ○○ ○○

○○都道府県○○区市郡○○町村○○番地

□□建設株式会社

代表取締役 ○○ ○○

一般競争入札競争参加資格確認申請書受付表

工事名：名古屋大学（医病他）基幹整備（特高受変電設備等）工事

※受付日：令和 年 月 日（ ）

会社名： _____
通知連絡先 特定建設工事共同企業体

所属部課： _____

担当者名： _____

連絡先 ：（電話番号） _____

（メールアドレス） _____

本学から必要事項を連絡する際に使用いたします。

※ 受 付 書 類	※チェック
ファイル綴（工事名・会社名）（電子入札の場合は不要）	☐
・技術資料（表紙）	☐
・競争参加資格確認申請書（別記様式1）	☐
・同種工事の施工実績（別記様式2）	☐
・配置予定技術者の資格・工事経験（別記様式3）	☐
・設計業務等の受託者との関連（別記様式4）	☐
・記載した施工実績の契約書(写)・仕様書・図面・CORINS	☐
・R7.8一般競争(指名競争)参加資格認定通知書	☐
・一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)（様式1-1, 1-2）	☐
・営業所一覧表（様式2）	☐
・経営事項審査結果通知書(写)	☐
・納税証明書(写)	☐
・委任状（様式3）	☐
・誓約書（様式4）	☐
・特定建設工事共同企業体協定書(写)（様式5）	☐
・特定建設工事共同企業体の事務担当者等連絡表	☐

※印の付されている項目は、記載しないでください。

本様式はJV用です。

一般競争入札競争参加資格確認申請書受領書

会社名： _____
特定建設工事共同企業体 殿

名古屋大学（医病他）基幹整備（特高受変電設備等）工事に係る申請書及び資料を下記のとおり受領しました。

なお、特定建設工事共同企業体としての認定が得られていないため、競争参加資格の確認結果の通知日までに認定を得ることを条件とします。

記

- ・技術資料（表紙）
- ・競争参加資格確認申請書（別記様式1）
- ・同種工事の施工実績（別記様式2）
- ・配置予定技術者の資格・工事経験（別記様式3）
- ・設計業務等の受託者との関連（別記様式4）
- ・記載した施工実績の契約書(写)・仕様書・図面・CORINS
- ・R7・8一般競争(指名競争)参加資格認定通知書
- ・一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)（様式1-1, 1-2）
- ・営業所一覧表（様式2）
- ・経営事項審査結果通知書(写)
- ・納税証明書(写)
- ・委任状（様式3）
- ・誓約書（様式4）
- ・特定建設工事共同企業体協定書(写)（様式5）
- ・特定建設工事共同企業体の事務担当者等連絡表